



山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

事務局：山梨県障害福祉課
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1460
Fax 055-223-1464
E-mail
shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

【新着情報】

- 「ネットワーク通信」の配信を始めました。
- 第1回山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議が開催されました。

「ネットワーク通信」の配信を始めました。誰もが暮らしやすい社会をつくるため、皆さんの思いを共有し、お互いの気持ちを理解し合うことができるよう内容を工夫したいと考えています。よろしくお願いいたします。

第1回山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議報告

平成28年8月1日に第1回山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議を開催しました。ネットワーク会議は、障害当事者団体、学識経験者、県内経済団体、国機関及び県関係部局の計35の委員で構成され、障害者差別を解消し共生社会を構築するための施策の推進に寄与することを目的としています。

会議では、山梨大学の小畑文也教授が会長に就任し、事務局からネットワーク会議の取組について説明しました。また、各市町村の障害者差別地域相談員と県の障害者差別解消推進員が受けた相談と対応事例をそれぞれ紹介するとともに、山梨行政評価事務所から行政相談の事例と改善への取組が紹介されました。事例と対応内容の一部を掲載します。

各市町村地域相談員の対応事例

相談事例

- ①マイナンバーカードの発行と暗証番号の管理(知的障害)
- ②学校で障害特性を伝えたが十分な配慮を得られない(発達障害)

対応状況

- ①マイナンバーの通知と身分証明書の提示で代用できる旨を伝え了承
- ②保護者・本人と学校の協議に相談員が加わり協議を継続中

県推進員の対応事例

相談事例

- ①公立病院の障害者用トイレにベンチの設置を要望(身障者車いす利用)
- ②図書館へのページめくり機の設置要望

対応状況

- ①要望を当該病院へ伝え、ベンチが設置された。
- ②居住地域及び県立図書館の設置状況を確認し要望の検討を依頼

総務省の対応事例(山梨行政評価事務所)

相談事例

- ①金融機関で口座開設をする際、身障者手帳を提示し、職員による申請書の代筆を依頼したが原則自筆と断られた。
- ②郵便物等の不在連絡票に切れ込みを入れる等配慮してほしい。

対応状況

- ①金融庁に対し、代筆申請の導入の要請をあっせんし、結果金融庁の要請により代筆申請を内部規定に定めた金融機関の割合が向上
- ②申し入れすれば点字の不在票を入れてくれることとなった。

意見交換の概要は次のとおりです。

○相談員の名簿が地域の広報やホームページへの掲載のみでは、視覚障害者には読むことができない場合もある。資料提供の際には、点字や拡大文字での内容の周知も併せて考えてほしい。

○誰もがホームページを閲覧できる環境にはないことも理解してもらい、パンフレット等の資料の活用も心がけてほしい。

○相談への対応の際、当事者が特定されない工夫が必要であり、地域相談員や県推進員との連携では個人情報への配慮と管理に努めてほしい。

質疑の主なものは次のとおりです。

○障害者雇用率の確認と今後の雇用の展望について

本県の雇用率は1.83%で全国平均1.88%を下回っている。離職するケースもあり、今後雇用・勤務条件や作業内容の把握に努め、雇用促進に努めたい。

○心のバリアフリーガイドブックの配布先の確認と一般への普及について

心のバリアフリーガイドブックは小中の各学校あて配付した。今後、事業者団体への配付を進める。

○地域相談員の構成が市町村の担当者が兼ねているケースが多いが、相談しにくいのではないかと

相談員の選定に基準はなく各市町村の判断で委嘱している。

○各市町村の地域協議会の設置状況について

市町村の地域協議会は4市町に設置されており、既存の協議会を障害者差別に関する協議も含めて運営する場合もある。

○相談に関する守秘義務について

相談記録様式に情報公開に関する項目を設け注意を促している。

◇また、「津久井やまゆり園」の事件に触れ、ネットワーク会議が「私たちに勇気を与えるものになってほしい」との要望が出されました。

【お知らせ】

○障害者差別解消のため合理的配慮について研修したい等のご希望があれば、障害福祉課から講師を派遣いたします。県ホームページから県政出張講座としてお申し込みください。

また、「県政出張講座申込書」に必要事項を記入のうえ、郵便、ファクス、電子メールまたはご持参の上、県庁広聴広報課、もしくはお近くの地域県民センターへお申し込みください。障害福祉課宛直接ご相談いただいても結構です。

<http://www.pref.yamanashi.jp/koucho/50021814987.htm>

○障害者幸住条例は県ホームページで内容やパンフレットの確認ができます。

また、障害福祉課宛ご連絡いただければ資料(点字等も含む)を送付いたします。

https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/41_020.html

○ネットワーク会議、事務局へのご意見・ご質問をお寄せください。

○ネットワーク通信で情報共有したいこと、差別解消への相談事例と対応結果のほかにも、みんなが暮らしやすくなるご意見を積極的にお寄せください。

例えば、

- こんな工夫があれば、便利、暮らしやすいというアイデア
- こんな配慮があればうれしいなあという思い
- 「私たちは、こんなことに困っています」という意見
- こんな工夫を試してみましたがいかが、という提案
- 不便さとアイデアを語り合いたいというお誘い